

エシリスサービス利用約款

株式会社エネックス（以下「当社」とします）は、本約款に基づきエシリス事業サービス（以下「本件サービス」と言います）を提供し、会員は本件サービスの提供を受けるに当たり、本約款を承諾し、遵守しなければならないものとしします。

第1条 定義

- 「会員」とは本約款所定の手続きで申込みを行い、当社との間でエシリスサービス利用契約を締結した個人、法人その他の団体を言います。未成年者が会員になろうとする場合には保護者の承諾を得なければならないものとしします。
 - 「法人会員」とは、会員のうち、法人、同好会等（複数の人数で構成される団体で代表者が責任を持って運営している組織を以下「団体」と言います）であるものを言います。
 - 「個人会員」とは、会員のうち自然人であるものを言います。
- 「利用月」（利用した期間の単位）とは、毎月26日からその翌月の25日までを言います。
- 「締切日」（利用料金支払期日）とは毎月20日を言います。

第2条 利用申込みと利用契約の成立

- 会員となろうとするものは、ウェブサイト（当社ホームページ）、電話、FAXにより利用申込用紙を請求し、利用申込用紙の必要事項を全て記載して当社に提出することにより申し込むものとしします。
- 当社が前項の利用申込を承諾し、初期費用の支払込みを当社が確認した後に、エシリスサービス利用契約成立するものとし、契約の成立を当社所定の方法で会員に通知します。

第3条 申込みの拒絶

- 当社は次の各号に該当する場合には利用申込みを承諾しない場合があります。
 - 申込書に必要事項を記載せず、または虚偽事項を記載した場合
 - 申込者が契約上の義務を怠るおそれがあると合理的に認められる場合
 - 当該申込に係る本件サービスの提供または装置の保守が技術上著しく困難な場合
 - 過去にサービス提供の停止または契約解除されたものである場合
 - その他、当社が契約締結を適当でないと判断したとき
- 前項の規定で本件サービスの申込みを拒絶した場合には当社は申込者にその旨を通知いたします。

第4条 法人会員および個人会員の地位の継承

- 合併その他の理由により法人会員の地位を継承しようとする時は、合併後存続する団体若しくは合併により設立された団体は30日以内に所定の用紙に証明書類を添えて当社に継承の申請をしてください。
- 前条の規定は前項の申請に対して準用します。
- 個人会員が死亡した場合は資格を喪失します。
- 登録時に届け出た事項に変更が生じた時は直ちに所定の用紙により変更を届け出てください。

第5条 会員の支払義務

- 会員は当社に対して本件サービスの利用料として別紙記載の料金および費用（以下料金等と言う）を請求に基づき利用月の締切日までに支払うものとしします。
- 初期費用はエシリスサービス利用契約が解除、その他の理由により終了した場合でも一切返却できません。
- 第11条の規定によるサービス停止期間中はサービスが提供されたものとみなします。

第6条 料金等の支払い方法

1. 料金等の請求の代行は彩ネット株式会社が一括して行うものとします。
2. 会員は原則として当社が定めるクレジットカードまたは口座振替により支払うものとします。ただし、当社が認める場合は請求書を発行するものとし、送金手数料は会員の負担とします。
3. 会員は当社の定める用紙により支払方法を届け出るものとします。また、支払方法が変更となる場合にも同様に書面により届け出るものとします。
4. クレジットカードによるお支払いは毎月25日を当社の締切日とし、会員への請求は各カード会社の締切日となります。
5. 口座振替によるお支払いは毎月25日を当社の締切日とし、振替日は26日（金融機関が休日は翌営業日）となります。
6. 料金等の支払いに口座振替を利用する場合は手数料として210円が月々の請求に加算されます。
7. 当社が認めた請求書発行による現金振込の場合は毎月25日を当社の締切日とし、当月末日までに当社指定の口座に振込むことにより支払うものとします。

第7条 休止

1. 会員が本件サービスを休止する場合は設備の維持費用として全額前払いで負担するものとします。前払いされた金額は再開した時に運営費用として充当します。
2. サービス休止期間は最大6ヶ月以内とします。6ヶ月以上経過後も再開しない場合は退会とみなして解除します。
3. 本件サービスの休止および再開は当社の定める書面で通知するものとします。

第8条 退会

会員がエシリスサービス契約を解除して退会するときは毎月15日までに当社所定の用紙で通知し、同月の25日で契約が終了するものとします。料金は同月25日まで課金されます。

第9条 保守

当社は円滑に本件サービスを提供するために適宜、本件サービスを停止して保守、改善を行います。緊急な場合を除き停止する場合は事前にその旨を会員に通知します。

第10条 サービスの追加、変更、廃止

当社は都合により会員に通知することなく本件サービスを追加、変更、廃止することがあります。

第11条 サービス提供の停止

1. 当社は会員が次の各号のいずれかに該当する場合は本件サービスの提供を停止します。
 - [1]会員が支払期日までに料金等を支払わない場合
 - [2]本件サービスを公序良俗に反する目的に利用した場合
 - [3]申込みに当たって虚偽の事項を記載したり、未成年者が親権者の同意を得ないで契約したことが判明した場合
 - [4]当社の業務の遂行または提供する電気通信設備等の設備、本件サービスに支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為を行った場合
 - [5]会員のID、パスワード、個人情報等の不正使用、他の会員や第三者に迷惑や不利益を与える行為を行った場合
2. 当社は前項の規定により本件サービスを停止する場合は何らの事前通知も要しないものとし、また、当社が損害を被った場合は会員は損害を賠償しなければならないものとします。
3. 第一項の規定によるサービス提供停止中に改善が見られない場合、または当社が改善の見込が無いと

判断した場合はエシリスサービス契約を解除することができるものとします。

4. 第一項の規定によるサービス提供停止中も使用料の支払義務は免れないものとします。また、解除された場合でも解除された月までの料金を支払って戴きます。支払済みの料金は一切払戻しいたしません。

第12条 サービス提供の中止

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合は本件サービスを中止することがあります。
 - [1]当社提供の電気設備（含む通信設備）の保守上、工事上やむをえない場合
 - [2]当社提供の設備にやむをえない障害が発生した場合
 - [3]天災、事変その他の非常事態の発生で通信需要が著しく輻輳して、通信の一部または全部を接続できなくなった場合
 - [4]電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することで本件サービスが困難になった場合
2. 当社は本件サービスを規定により中止する場合はその5日前までに当社の定める方でその理由、実施期間を通知します。ただし、緊急の場合にはその限りではありません。

第13条 遅延損害金

会員は本件サービスの料金等の支払を期日までに行わずに遅延したときは遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければならない。

第14条 約款の変更

当社はこの約款を会員に事前通知することなく変更することがあります。変更を行った場合には当社「エシリス」のホームページに新しい約款を掲載するものとし、以後の利用料金、その他の提供条件は変更後の約款によります。

第15条 権利譲渡の禁止

第4条に基づく法人会員の地位の継承を除くほか、会員は本件サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第16条 免責

1. 当社は会員が本件サービスの利用に関していかなる損害を被った場合でもなんらの責任も負いません。
2. 当社は火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、テロ、公害等の不可抗力でサービスが停止しても何らの責任も負いません。
3. 本件サービスには会員が使用するハードウェア、ソフトウェアのサポートは含まれないものとします。当社がサポートを行う場合は当社の別途定めるところによります。
4. 会員の自らの判断による著作権侵害等の違法行為、公序良俗に反した行為で責任問題が発生しても、その責任は会員自身が負い、当社は何らの責任をも負わないものとします

第17条 機密保持

当社および彩ネット株式会社は利用約款の履行に際して知りえた会員の業務上の機密（通信の秘密を含む）を第三者に漏らすことはありません。

第18条 管轄

本約款に関して訴訟の必要が生じたときはさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

この約款は平成19年 8月1日より会員と当社の間で実施されるものとします。

以上